

空港滑走路に耐震基準

国交省 道路寸断時の空路確保

国土交通省は二十四日、大地震時でも空路を確保しやすくするため、空港施設のうち建物など

に限られていた耐震基準を滑走路や誘導路にも設ける方針を決めた。空港の構造基準を定めた航空

法施行規則（省令）を改正、七月一日以降の滑走路などの新設、改良に適

用する。地震で道路や鉄道が寸断された場合、空路が救命活動や緊急物資輸送の手段として期待されるが、全国の空港の約四割は大地震で滑走路が液状化する恐れがあるなど、耐震性は十分ではないのが実態。このため、国交

省は統一した基準で耐震化を進める必要があると判断。先行して耐震化を進めている羽田空港を除き、七月以降、利用者数や夜間の駐機数などが多い「重要空港」を優先しながら、順次、新基準に合わせた耐震化に着手する。

耐震基準の対象は、建設中の静岡、新石垣空港を含む国内の九十三空港。軍事専用空港や農道空港は除く。

各地域で予想される比較的大規模な地震でも、滑走路や誘導路などで運航に支障となる大きな段差が生じない強度を求め

る。